

# 西播磨水道企業団指定給水装置工事事業者 各種届出等のご案内

○ 指定給水装置工事事業者に関する申請は、届出内容により必要な書類を次の表で確認の上、期限を厳守して提出してください。

表1 指定給水装置工事事業者に関する申請等に係る提出書類一覧表

届出内容		提出書類	指定申請書	機械器具調査書	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	主任技術者選任	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記簿謄本※1	定款※2又は寄附行為	住民票※1の写し	主任技術者証の写し又は主任技術者免状又は主任技術者証の写し	申請書	事業者証再交付	提出期限等	関係省令等	
指定申請(法人)※3			●	●	●					●	●		●				「法」…水道法 「施行規則」…水道法施行規則	
指定申請(個人)※3			●	●	●								●	●			法第25条の2 施行規則第18条 施行規則第19条 施行規則第20条	
主任技術者の選任						●							●			停滞なく ※4	法第25条の4 施行規則第21条 施行規則第22条	
主任技術者の解任						●												
変更等	氏名又は名称 (法人)						●			●	●					変更のあった日又は廃止・休止した日から30日以内 ※5	法第25条の7 施行規則第34条	
	氏名又は名称 (個人)						●					●						
	代表者 (法人)				●		●			●	●							
	住所 (法人)						●			●	●							法第25条の7
	住所 (個人)						●					●						
	役員氏名 (法人)				●		●			●								法第25条の7 施行規則第35条
	当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事務所の名称						●											
	上記事業所の所在地						●											
	廃止※6、休止								●									
再開								●							再開日より10日以内			
指定給水装置工事事業者証の再交付														●	※7			

●は提出するもの

※1 登記簿謄本及び住民票は申請日から3ヶ月以内に発行されたものを用意してください。

※2 定款は直近のものを複写し、余白に次の原本証明をしてください。

原本証明の例

本書は原本と相違ないことを証明いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇設備

代表取締役 水道 〇〇

※3 新規の指定申請は、その他当企業団が必要とする提出書類がありますので、担当課に事前を確認してください。

※4 指定を受けたときは、指定日から2週間以内、主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に提出してください。

※5 変更のあった日から提出期限を過ぎたときは、遅延理由書※8を提出してください。

※6 廃止届出書を提出するときは、発行済の指定給水装置工事事業者証(以下、「指定証」という。)を提出日に返却してください。

※7 指定証を再交付するときは、新指定証発行日に発行済の指定証を返却をしてください。

なお、紛失により指定証を再交付申請をするときは、紛失届出書※6を添付してください。

※8 遅延理由書及び紛失届出書は任意様式のため、事前に届出書の内容を担当課と協議の上、提出してください。

○ 個人から法人及び法人の組織変更・合併は次の表による届出方法になります。

表2 組織変更又は合併等の届出一覧表

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人 → 法人 (法人→個人も同様の扱い)	廃止届出書を提出後 新規に指定申請書を提出	
	相続	個人が死亡し、相続人が事業を継続したいとき		
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社 } → 株式会社	廃止届出書を提出後 新規に指定申請書を提出	
		有限会社 → 株式会社		
		合同会社・合名会社・合資会社の間		指定事項変更届出書を提出
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届出書を提出 Bは廃止届出書を提出
			新会社C設立 (新設合併)	A、Bともに廃止届出書を提出 Cが新規に指定申請書を提出
		会社Aと 指定業者店Bが合併	Aが指定工事店Bを 吸収合併	Aが新規に指定申請書を提出 Bは廃止届出書を提出
		新会社C設立 (新設合併)	Bは廃止届出書を提出 Cが新規に指定申請書を提出	